

【参考1】 「業務委託提案」と「基金助成」の違い

	業務委託の提案制度	基金からの助成
開始年度	平成18年度	同左
種別	業務委託	助成金
事業主体	区	団体
実施年度	提案する年度の翌年度内	申請する年度内
令和3年度予算枠	令和4年度予算のため未定	144万円
令和2年度採用(交付)数	—	交付事業 5事業(申請 5事業)
応募できる団体	<ul style="list-style-type: none"> ①区民が自主的に組織する非営利の団体 ②主たる事務所又は連絡場所が区内にある ③規約及び会員名簿を有する ④希望者は、任意に加入又は脱退ができる等団体の運営が民主的に行われている ⑤区民公益活動の実績が1年以上あり、継続的かつ計画的に活動を行っている 	同左
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①区の既存の業務(既に民間に委託しているものを除く) ②今後、区として行うことが適当と考えられる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ①不特定多数対象、非営利の事業 ②当該(申請)年度内に行う事業 ③宗教・政治・選挙活動を除く ④国、地方公共団体、区からの助成交付団体のいずれからも助成を受けていない事業 ⑤本制度による助成を受けた実績が2回以下であること。
特長	<ul style="list-style-type: none"> ・公益活動を行う団体の発意により、区の業務を提案することができる。 ・採用された業務は、提案団体が翌年度、受託することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益活動推進協議会による審査 ・先駆性・創造性、発展性等を重視 ・区の政策となっていないものも含む。
助成額	1団体につき1業務まで委託料の設定(見積額)に制限なし	1団体につき1事業30万円まで
助成割合	—	助成対象経費の2/3
募集期間	令和3年5月24日～6月4日	令和3年5月24日～6月4日
審査機関	区の担当所管	区民公益活動推進協議会
書類審査	有	同左
プレゼン(公開制)	無	有
ヒアリング	有(区の担当所管⇒団体)	無
審査結果の公表	採用・不採用ともに公表	交付・不交付ともに公表
採用(交付)決定時期	9月中旬	8月中旬
報告書の提出	契約書に基づき、担当所管に提出	事業終了後3週間以内に提出
報告会(公開制)	有(実施年度の2月)	同左